

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(住宅課) 二

告示

○大型電子計算機システムの統合サーバ移行業務に関する落札者等の公示 (システム管理課)
○新公有財産管理システム開発業務委託に関する落札者等の公示

() 三

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部振興)

() 三

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰

国後の自立の支援に関する法律

による医療機関及び施術者の指

定 (社会福祉課)

() 四

○生活保護法及び中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰

国後の自立の支援に関する法律

による介護機関の指定

() 四

(社会福祉課)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出

() 八

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出

() 九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出

() 一〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の辞退の届出

(社会福祉課)

() 二

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出

() 二

○平成二十一年度クリーニング師試験 (保健医療政策課)

○平成二十一年度毒物劇物取扱者試験 ()

○保健医療情報総合ネットワーク

システム開発業務に関する落札

者等の公示 ()

○県営土地改良事業小平・高柳地

区(農業整備事業)の工事完了

(農村整備課)

○県営土地改良事業阿久原地区

(農業用排水施設整備事業)

の工事完了 ()

○測量法に基づく公共測量の実施

(用地課)

○測量法に基づく公共測量の終了

()

○測量法に基づく公共測量の終了

()

○測量法に基づく公共測量の終了

()

○測量法に基づく公共測量の終了

()

○都市計画に関する公聴会の中止

(都市計画課)

() 一四

○埼玉県教育情報セキュリティ監

査業務委託に関する一般競争入

札公告 (教委・総務課)

() 一五

○超微量分析装置の賃貸借に係る

落札者の公示 (会計課)

○ヘリコプターテレビ機上設備の

賃貸借に係る落札者の公示

() 一七

○職員情報総合管理システム用サ

ーバ等の賃貸借に係る一般競争

入札の公告 () 一七

○普通肥料の検査結果の公表に関

する告示

(農林総合研究センター)

○特殊肥料の検査結果の公表に関

する告示 () 二〇

○県道和光志木線の区域の変更

(朝霞県土)

○一般国道二百五十四号の区域の

変更 (川越県土)

○一般国道二百五十四号の供用の

開始 () 二二

○県道飯能下名栗線の区域の変更

(飯能県土)

○県道川越日高線の区域の変更

() 二二

○一般国道百四十号の区域の変更

() 二二

() 二二

() 二二

- 開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター) 一三三
- 建築協定(全員協定) (越谷建築安全センター) 一三三
- 埼玉県立病院料金の収納事務委託 (経営管理課) 二四
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 二四
- 政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) 二四
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 二四

- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 () 二七
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 () 三三
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 () 三三
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し () 三四

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十二号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「四七六」を「四五二」に改め、同表一九の項中

簡易耐火 二階建て	中層耐火
--------------	------

四二・九七	一六
三九・六六から 六七・〇〇まで	二四〇

を

中層耐火	三九・六六から 六七・〇〇まで	一四四
------	--------------------	-----

に改め、

同表二二の項中「二二」を「二四〇」に改め、同表五三の項を削り、同表五四の項中

簡易耐火 平家建て	二八・〇九から 三四・七一まで	一二
中層耐火	三六・九六から 五八・九四まで	六〇

を

中層耐火	三六・九六から 五八・九四まで
------	--------------------

六〇に改め、同項を同表五三の項とし、同表中五五の項から一四八の項までを一項ずつ繰り上げ、一四九の項を一四八の項とし、同項の次に次のように加える。

一四九 春日部栄町住宅	春日部市栄町三丁目	中層耐火	五〇・〇四	二〇
-------------	-----------	------	-------	----

別表中二九四の項を二九五の項とし、一九五の項から二九三の項までを一項ずつ繰り下げ、一九四の項の次に次のように加える。

一九五 越谷弥十郎以前住宅	越谷市大字弥十郎	中層耐火	五一・六〇	二〇
---------------	----------	------	-------	----

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中二九四の項を二九五の項とし、一九五の項から二九三の項までを一項ずつ繰り下げ、一九四の項の次に次のように加える改正規定は、平成二十一年八月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量
大型電子計算機システムの統合サーバ移行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部システム管理課システム運営・再開発担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

- 3 落札者を決定した日
平成21年5月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町四丁目1番16号

- 5 落札金額
164,850,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札の公告を行った日
平成21年4月3日

埼玉県告示第六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量
新公有財産管理システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部システム管理課システム運営・再開発担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

- 3 落札者を決定した日
平成21年6月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社関越支社 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2

- 5 落札金額
18,087,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 入札の公告を行った日
平成21年4月3日

埼玉県告示第六十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人全国子育て・福祉支援ふれあいネットワーク
- 三 代表者の氏名
小松 福三
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市祇園三丁目二十番ビル 祇園二F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域における子どもたちと親、障害者、高齢者など、各分野の人々のふれあい活動をすすめる、地域

での子育てを支援し障害者や高齢者には仕事の機会を作り出すことを通して、子どもの健全な育成を図り障害者・高齢者の福祉の増進を図ることに寄与することを目的とします。

埼玉県告示第七十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ほっとポット
- 三 代表者の氏名
藤田 孝典

埼玉県告示第七十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県さいたま市岩槻区太田一丁目
 二番一四号
 五 定款に記載された目的
 (変更前) この法人は、野宿生活状

態にある人々に対し、訪問相談活動等
 を行い、個々に応じた自立生活が営め
 るよう支援することによって、広くホ
 ームレス問題解消に寄与することを目
 的とする。

(変更後) この法人は、生活困窮者
 ・野宿生活者等が個々に応じた自立生
 活を営めるよう、社会福祉士等による
 相談支援を提供すると共に、貧困問題
 とその支援を広く啓発・啓蒙し、貧困

問題解消に寄与することを目的とす
 る。

埼玉県告示第七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお
 いて準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰
 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十
 四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担
 当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。
 平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名	称	所	在	地	開	設	者	指	定	日	
松	井	医	院	熊谷市宮町二一六〇	医療法人 医真会			平成二十一年	六月	一日	
松	葉	メンタル	クリニク	所沢市松葉町一八一〇	鄭 英徹			平成二十一年	七月	一日	
		医療法人社団	埼玉会	蔵市中央一一一三三七	医療法人社団	埼玉会		平成二十一年	六月	一日	
		あしや	ハート	クリニク	戸田市下戸田一一八一二	芦矢 浩章		平成二十一年	七月	一日	
		ふじさわ	歯科	クリニク	川口市下戸田一一八一二	藤澤 秀男		平成二十一年	六月	三十日	
		竹	井	歯科	医院	秩父市	中町 四一三	平成二十一年	六月	五日	
		クリニク	クシ	しょうわ	春日部市	下柳 一〇八八	医療法人社団	心司会	平成二十一年	三月二十六日	
		あさひ	な	歯科	医院	鴻巣市	登戸 三三〇	平成二十一年	六月	十一日	
		千代	歯	科	医院	上尾市	仲町 一六一一	平成二十一年	六月	二十三日	
		コシガヤ	デンタル	クリニク	越谷市	越ヶ谷 一一二二六	木田ビル 二〇二	平成二十一年	六月	十一日	
		スギ	薬局	川口市	差間 三三三八一	株式会社	スギ薬局	平成二十一年	六月	十五日	
		フ	ア	イン	調	剤	薬局	平成二十一年	五月	五日	
		川	口	メ	ロ	ン	薬	局	平成二十一年	六月	一日
		スギ	薬局	所沢	航空	公園	店	平成二十一年	七月	一日	
		スギ	薬局	本	庄	若	泉	店	平成二十一年	六月	八日

二 指定施術者

氏名		住所		施設名称		術所所在地		指定年月日
箱崎	隆久			箱崎	接骨院	熊谷市上之一四九四―五	熊谷市上之一四九四―五	平成二十一年五月二十五日
阿左見	政志			クローバー	接骨院	東京都中野区野方六一八―一四	東京都中野区野方六一八―一四	平成二十一年六月五日
築瀬	大樹			だいち	整骨院	深谷市岡三三三〇―二	深谷市岡三三三〇―二	平成二十一年五月三十日
石塚	武一			のぞみ	整骨院	深谷市上野台二九四四―一	深谷市上野台二九四四―一	平成二十一年七月二日
原	和正			原スポーツ	鍼灸整骨院	上尾市上二七二―一	上尾市上二七二―一	平成二十一年六月一日
今泉	哲也			草加スポーツ	接骨院	草加市氷川町二二二―一三氷川コーポ二一〇二号	草加市氷川町二二二―一三氷川コーポ二一〇二号	平成二十一年六月二十四日
阿部	友則			あさひ	整骨院	草加市花栗一―一FUKUSHIMA店舗1F号	草加市花栗一―一FUKUSHIMA店舗1F号	平成二十一年六月十日
上滝	次郎			ジロ	整骨院	さいたま市見沼区東大宮四二七―一四	さいたま市見沼区東大宮四二七―一四	平成二十一年六月二十五日
宮根	淳			やまと	接骨院	坂戸市千代田二一六―八三一―一	坂戸市千代田二一六―八三一―一	平成二十一年六月十二日
古海	功栄			おごせ	鍼灸接骨院	入間郡越生町越生東二一七―一六	入間郡越生町越生東二一七―一六	平成二十一年五月二十一日
内海	敏博			コスモ	はりきゅう整骨院	児玉郡神川町八日市七八―二	児玉郡神川町八日市七八―二	平成二十一年六月十二日
森下	修			アット	接骨院	久喜市中央四一九―二〇	久喜市中央四一九―二〇	平成二十一年六月一日
松原	信也			中央在宅	マッサージ	さいたま市緑区東浦和四二二―三〇六	さいたま市緑区東浦和四二二―三〇六	平成二十一年六月九日

スエヤス薬局 春日部藤塚店	春日部市藤塚六〇四―一	株式会社スエヤス	平成二十一年七月一日
まごごろ薬局 いりそ店	狭山市南入曾九五二―一	株式会社昭和薬品	平成二十一年七月一日
スギ薬局 吹上富士見店	鴻巣市吹上富士見二一―一三二二	株式会社スギ薬局	平成二十一年六月一日
スギ薬局 深谷上柴店	深谷市上柴町西三―二二―五	株式会社スギ薬局	平成二十一年七月一日
ひまわり薬局 原市店	上尾市原市三二〇六―三	ファーマライズ株式会社	平成二十一年六月一日
ドラッグセイムス下間久里薬局	越谷市下間久里七八七―二	株式会社富士薬品	平成二十一年六月十二日
戸田公園薬局	戸田中戸田一八二パティオ田園ビル1F	徳永薬局株式会社	平成二十一年七月一日
ファーマライズ薬局 八潮店	八潮市古新田八九四―一	ファーマライズ株式会社	平成二十一年六月一日
みなみ薬局 上里店	児玉郡上里町金久保七五九―一	有限会社メディスン健喜	平成二十一年七月一日
ウエルシア薬局イオン上里SC店	児玉郡上里町金久保三五九―一	ウエルシア関東株式会社	平成二十一年一月一日
訪問看護ステーションあんしん	川口市峯一三七―一	日本メデイカルサービス株式会社	平成二十一年五月一日
ハート訪問看護ステーション	入間市下藤沢四四六―フェニックスK店舗1階	医療法人永仁会	平成二十一年七月七日

河田 渉	グリーンはりきゅう整骨院	草加市谷塚町五六五―一〇―一	平成二十一年 六月 十六日
奈和手 利明	ひので鍼灸院	東京都足立区日ノ出町三九―三北千住ダイヤモンドマンション六〇一	平成二十一年 六月 九日

埼玉県告示第七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。
平成二十一年七月三十一日
埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指 定 年 月 日
おひさま介護サービス草加 ハピネスケア株式会社 上尾営業所	草加市氷川町二二五―四ウシヤマビル四〇二 上尾市平塚四九二―一	株式会社日本エルダリーケアサービス ハピネスケア株式会社	居宅介護支援 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成二十一年 五月 十一日 平成二十一年 七月 三日
白岡ファミリークリニック	南埼玉郡白岡町小久喜二〇〇―一	辺 田 哲 郎	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成二十一年 六月 八日
医療法人江愛会 たけうちクリニック	三郷市彦成一―二二六	医 療 法 人 江 愛 会	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 四月 一日
松 井 医 院	熊谷市宮町二―六〇	医 療 法 人 医 真 会	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 六月 一日
は し だ 歯 科 医 院	川口市朝日二―六―二一F	橋 田 望	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成二十一年 五月 一日
スギ薬局 川口差間店	川口市差間三―三八―一	株 式 会 社 スギ 薬 局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 六月 十五日
フアーマライズ薬局 八潮店	八潮市古新田八九四―一	フアーマライズ株式会社	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成二十一年 六月 一日
スギ薬局 吹上富士見店	鴻巣市吹上富士見二―一―三二	株 式 会 社 スギ 薬 局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 六月 一日
スギ薬局 所沢航空公園店	所沢市並木三―一第六号棟第一〇一号	株 式 会 社 スギ 薬 局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 七月 二日

まごころ薬局いりそ店	狭山市南入曾九五二一一	株式会社昭和薬品	居宅療養管理指導	平成二十一年七月一日
ウエルシア薬局イオン上里SC店	児玉郡上里町金久保三五九一一	ウエルシア関東株式会社	介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年一月一日
スギ薬局本庄若泉店	本庄市若泉二一五一一四	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導	平成二十一年六月八日
スギ薬局深谷上柴店	深谷市上柴町西三一二二一五	株式会社スギ薬局	介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年七月一日
ケアサポート訪問看護ステーション	所沢市旭町七一七	株式会社社会福祉総合研究所	居宅療養管理指導	平成二十一年六月九日
短期入所生活介護事業所かわぐち翔裕園	川口市赤芝新田一一四一二	社会福祉法人元気村	介護予防短期入所生活介護	平成二十一年六月二十六日
かわぐち翔裕園デイサービスセンター	川口市赤芝新田一一四一二	社会福祉法人元気村	通所介護	平成二十一年六月二十六日
かわぐち翔裕園居宅介護支援センター	川口市赤芝新田一一四一二	社会福祉法人元気村	居宅介護支援	平成二十一年六月二十六日
スマイルほつと館	川口市上青木西五一一三一一〇	株式会社スマイルほつと館	居宅介護支援	平成二十一年六月九日
でいさーびすJUN	川口市中青木一一七一一四一一〇二	有限会社じゅん	通所介護	平成二十一年六月一日
アイ・ヘルパーステーション	川口市並木三一一四一一二コスモプレイス並木三〇一一	株式会社アイ・ヘルパー・ジャパン	訪問介護	平成二十一年六月五日
デイサービスセンターひだまりの郷南前川	川口市南前川二一一二六一一	有限会社ティー・ケー・オー	介護予防訪問介護	平成二十一年六月二日
いこい	春日部市粕壁東一一一一一二	医療法人永寿会	介護予防通所介護	平成二十一年六月一日
かけはし指定居宅介護支援事業所	越谷市蒲生二一九一三〇	社会福祉法人貴親会	居宅介護支援	平成二十一年六月一日
ゆめこうぼう虹	北足立郡伊奈町大針七七五一一二三	有限会社夢虹房	通所介護	平成二十一年七月六日
訪問介護あさひな	鴻巣市登戸三三〇	医療法人あさひな会	介護予防通所介護	平成二十一年六月十一日
デイケアセンターあさひな	鴻巣市登戸三三〇	医療法人あさひな会	訪問介護	平成二十一年六月十一日
	鴻巣市登戸三三〇	医療法人あさひな会	介護予防訪問介護	平成二十一年六月十一日
	鴻巣市登戸三三〇	医療法人あさひな会	通所リハビリテーション	平成二十一年六月十一日
	鴻巣市登戸三三〇	医療法人あさひな会	介護予防通所リハビリテーション	平成二十一年六月十一日

デイサービスセンター笑楽	朝霞市膝折町一―二―八	株式会社 N A O 企画	通所介護	平成二十一年 六月 一日
居宅介護支援事業所はなまる	入間郡三芳町北永井八九一	特定非営利活動法人はなまる.com	介護予防通所介護	平成二十一年 七月 六日
デイサービス寿・健美館	狭山市水野一二六五―一〇	株式会社寿介護エス・オー・エス	通所介護	平成二十一年 七月 八日
居宅介護支援事業所ライフナウ 医療法人社幸会 介護保険施設心春(こはる)	ふじみ野市大井武蔵野一三四八―九二 行田市 持田 二四 二六	有限会社 ライフナウ 医療法人 壮幸会	介護予防通所介護 居宅介護支援 通所介護	平成二十一年 六月 十九日 平成二十一年 四月 一日
パーソナルアシスタントぎょうだ	行田市桜町一―一九―一二	N P O 法人 C I L ひこうせん	短期入所生活介護 介護予防通所介護 訪問介護	平成二十一年 四月 一日
グループホームつどいの杜	児玉郡美里町白石二三一九―一	株式会社 希 望	介護予防訪問介護	平成二十一年 六月 十二日
ヘルパーステーションのぞみ	深谷市 西島 八一	株式会社 グレイスコート	認知症対応型共同生活介護 訪問介護	平成二十一年 七月 二日
デイサービス菜の花	北本市緑二―一 三二	株式会社ひまわりケアサポート	介護予防訪問介護	平成二十一年 七月 一日
ケアプラン菜の花	北本市緑二―一 三二	株式会社ひまわりケアサポート	通所介護	平成二十一年 七月 一日
スマイルほつと館	川口市上青木西五―二三―一〇	株式会社スマイルほつと館	居宅介護支援 認知症対応型通所介護	平成二十一年 七月 九日
夜間 見守りきずな	所沢市小手指元町一―九―二	社会福祉法人桑の実会	介護予防認知症対応型通所介護	平成二十一年 六月 十二日
グループホーム 須影ほのぼのホーム	羽生市下川崎三九四―一	埼玉医療生活協同組合	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	平成二十一年 七月 一日
デイサービスセンター須影ほのぼのホーム	羽生市下川崎三九四―一	埼玉医療生活協同組合	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	平成二十一年 七月 二一日

埼玉県告示第七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の

届出があった。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 指定医療機関

氏名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
市川クリニック	所在地	比企郡滑川町月輪一―二二―一	比企郡滑川町月の輪五―四―六	平成十九年十一月二十三日

二 指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
野辺 真	施術所の名称	中央在宅マッサージュ	あい在宅マッサージュ	平成十八年九月一日
戸田 賢	施術所の名称	戸田治療院	朝霞治療院	平成二十一年七月一日
	所在地	朝霞市三原四―一―八	朝霞市本町三―一―五 アウルビルディング二〇二	平成二十一年七月一日

埼玉県告示第七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
医療生協さいたま所沢訪問看護ステーション	所在地	所沢市元町二―一―八	所沢市宮本町二―三―三四	訪問看護 介護予防訪問看護
ヘルパーステーションとこしん	所在地	所沢市元町二―一―八	所沢市宮本町二―三―三四	介護予防訪問看護 訪問介護
ケアセンターとこしん	所在地	所沢市元町二―一―八	所沢市宮本町二―三―三四	居宅介護支援 介護予防通所介護
デイサービスひかり	所在地	三郷市彦野一―一八四―一	三郷市上彦名五九五―一	介護予防通所介護 通所介護
ハッピー所沢・ヘルパーステーション	所在地	所沢市泉町一八五―一四	所沢市松葉町一七―一五	介護予防訪問介護 訪問介護
ハッピー所沢・ヘルパーステーション	所在地	ハッピー新所沢・ヘルパーステーション	ハッピー所沢・ヘルパーステーション	介護予防訪問介護 訪問介護
ハッピー所沢・居宅介護支援事業所	所在地	所沢市泉町一八五―一四	所沢市松葉町一七―一五	居宅介護支援 居宅介護支援
ハッピー新所沢・居宅介護支援事業所	所在地	ハッピー新所沢・居宅介護支援事業所	ハッピー所沢・居宅介護支援事業所	居宅介護支援 居宅介護支援

埼玉県告示第七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとしてされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	開設者名	休止年月日
所沢明生居宅介護支援事業所	所沢市山口五〇九五	居宅介護支援	医療法人 新医療会	平成二十一年 七月三十一日

埼玉県告示第七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
松井医院	熊谷市宮町二一六〇	平成二十一年 五月三十一日
薬局 トモズ 志木 店	新座市東北二一三〇一八オザ	平成二十一年 六月 一日
コシガヤデンタル	越谷市越ヶ谷一六一九	平成二十一年 六月 十日

ひまわり薬局	上尾市原市三二〇六一三	平成二十一年 五月三十一日
原市薬店	八潮市古新田八九四一一	平成二十一年 五月三十一日
フアーマライズ薬局 八潮店	入間郡越生町越生三九五	平成二十一年 六月 十六日
山中歯科医院	秩父市中町四一三	平成二十一年 六月 五日
竹井歯科医院	深谷市山河二三〇一一	平成二十一年 三月三十一日
竹沢外科医院	志木市本町五一六一九	平成二十一年 五月三十一日
笠倉内科小児科医院	志木市本町五一八一五	平成二十一年 五月三十一日
オダ薬局	川口市芝新町七一二二	平成二十一年 五月 四日
ファイン調剤薬局	森ビル	

二 指定施術者

並木奈津子	住 所	並木治療院	名 称	入間市南峰四二五	所 在 地	所 在 地	廃止年月日
							平成二十一年五月三十一日

埼玉県告示第七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十一年七月三十一日

二 指定施術者

山崎 国男	住 所	羽生市西三六一三三ハ バレーハイツ二〇二号	名 称	山崎 国男	所 在 地	所 在 地	辞 退 年 月 日
							平成二十一年八月六日

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ホリウチ歯科	春日部市備後東一―一―二三	平成二十一年七月十日
川口さくら病院	川口市神戸二五八一―	平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)

から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
パーソナルアシスタントぎょうだ	行田市栄町二二一五	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年 三月三十一日
松 井 医 院	熊谷市宮町二一六〇	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 五月三十一日
グループホームめぐみ若葉	坂戸市関間四一〇一四	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年 五月三十一日
ショートステイ ゆめこうぼう	三郷市彦糸一〇一八〇	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成二十年十一月 三十日
ジャパンケアサービスハッピー所沢・居宅介護支援事業所	所沢市松葉町一七一五ニューアーバン第一ビル二階	居宅介護支援	平成二十一年 五月三十一日
ジャパンケアサービスハッピー所沢・ヘルパーステーション	所沢市松葉町一七一五ニューアーバン第一ビル二階	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十一年 五月三十一日
デイサービスとこしん	所沢市元町二二一八	通所介護 介護予防通所介護	平成二十一年 五月三十一日

埼玉県告示第八十一号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)第七条
第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日及び試験場所

平成二十一年十一月六日(金)

さいたま市西区西遊馬一二七〇番地一

埼玉県クリーニング会館

川越市大字南大塚一五〇八

川越少年刑務所

二 試験科目

法第七条第一項各号に掲げる試験科目

三 受験資格

法第七条第三項及びクリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律
第百五十四号)附則第五項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)第三条及び
クリーニング業法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第五十号)第六条に規定す
る受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成二十一年九月二十八日(月)から九月二十九日(火)まで

午前九時三十分から午前十一時まで及び午後一時から午後四時まで

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

五 合格発表

平成二十一年十二月十六日(水)

埼玉県告示第千八十二号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号。以下「法」という。)第八
条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。
平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び試験場所

試験期日	試験場所
平成二十一年 十月二十五日(日)	草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

二 試験科目

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)第七条第二項及
び第三項に規定する事項

三 試験区分

法第八条第三項に規定する試験

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第七十四号)第九条に
掲げる受験願書及び書類

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成二十一年九月二十八日(月)及び二十九日(火)

午前九時三十分から午前十一時まで及び午後一時から午後四時まで

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

ただし、郵送する場合は平成二十一年九月一日(火)から十一日(金)まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課研修・国際協力・免許担当宛

五 合格発表

平成二十一年十二月二日(水)及び三日(木) 午前十時から午後五時まで
埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前

埼玉県告示第千八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

保健医療情報総合ネットワークシステム開発業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県保健医療部保健医療政策課地域保健体制整備担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年7月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社マイクロフインツ 北海道札幌市北区北十八条西6丁目3番10号

5 落札金額

29,704,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年5月26日

埼玉県告示第千八十四号

県営土地改良事業小平・高柳地区(農道整備事業)の工事を平成二十一年二月二十三日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三條の二第三項の規定により公告する。
平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八十五号

県営土地改良事業阿久原地区(農業用排水施設整備事業)の工事を平成二十一年三月十七日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三條の二第三項の規定により公告する。
平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八十六号

測量計画機関の長である草加市長木下博信から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二

十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量(基準点測量・水準測量・

現況測量)

三 作業地域

草加市新田駅東口地区及びその周辺

四 作業期間

平成二十一年六月二十六日から平成二十二年二月二十六日まで

埼玉県告示第千八十七号

測量計画機関の長である毛呂山町長小沢信義から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

毛呂山町

二 作業種類

公共測量(毛呂山町都市計画基本図作成)

三 作業地域

毛呂山町全域

四 作業期間

平成二十一年七月二十一日から平成二十一年十二月十八日まで

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八十八号

測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量(出来形確認測量)

三 作業地域

伊奈町中部特定土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十一年七月一日から平成二十二年三月二十五日まで

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八十九号

測量計画機関の長である埼玉県行田県土整備事務所長南沢郁一郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八

十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量(縦断測量、横断測量、中心線測量、平板測量、基準点測量)

三 作業地域

羽生市西部

四 作業期間

平成二十一年六月二十二日から平成二十一年九月三十日まで

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千九十号

平成二十年埼玉県告示第千六十二号で公示した公共測量(三級、四級基準点測量及び出来形確認測量)は、平成二十一年六月三十日終了した旨測量計画機関の

埼玉県告示第千九十二号

平成二十一年七月三日付け埼玉県告示第千九百六十五号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

長である富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合理事長梶兼三から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千九十一号

平成十七年埼玉県告示第千七百二十六号で公示した公共測量(一級、三級及び四級基準点測量並びに出来形確認測量)は、平成二十一年六月三十日終了した旨測量計画機関の長である志木市西原特定土地区画整理組合理事長大野伊平次から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場所
一	北本	北本市	「用途地域」	平成二十一年八 月五日午後二時 から	北本市文化センター 第三会議室

埼玉県告示第九十三号

平成二十一年七月十日付け埼玉県告示第九十六号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清 司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場所
一	深谷	深谷市	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」	平成二十一年八 月七日午後二時 から	明戸公民館

埼玉県告示第九十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清 司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県教育情報セキュリティ監査業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成22年3月30日(火)まで

(4) 履行場所

埼玉県教育総務部総務課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1082号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 経済産業省の情報セキュリティ監査企業台帳に登録された者であること。

(6) 監査責任者として、次のいずれかの資格を有する者を従事させることができる者であること。

- ア 公認情報セキュリティ主任監査人
- イ 公認情報セキュリティ監査人
- ウ 情報セキュリティアドバイザー
- エ ISMS主任審査員

オ ISMS 審査員

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部総務課 IT 調整担当 土屋、佐藤 電話048-830-6614 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

イ 「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を受けた日から平成21年8月26日(水)午前10時
まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を受けた日から平成21年8月25日(火)午後5時
まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部総務課 平成21年8月26日(水)午前10時10分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で、平成21年8月10日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

「埼玉県電子入札共同システム」から確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参により提出する。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県知事 鈴木 寛	1 購入等件名及び数量
MEIHOに関する施設構築工事の建設費	超微量分析装置の賃貸借 一式
の費用を含む構築工事の建設費	2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
決定した工事の金額は約1億5000万円	埼玉県警察本部総務部財務局会計課
平成二十一年七月三十一日	調度担当 埼玉県さいたま市浦和区
埼玉県長 田 繁 臣	

高砂 3 丁目 15 番 1 号	1 購入等件名及び数量
3 落札者を決定した日 平成 21 年 6 月 1 日	ヘリコプターテレビ機上設備の賃貸借 一式
4 落札者の氏名及び住所 日通商事株式会社 東京都中央区築地 5 丁目 6 番 10 号	2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課 埼玉県さいたま市浦和区
5 落札金額 70,227,360 円	高砂 3 丁目 15 番 1 号
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	3 落札者を決定した日 平成 21 年 6 月 11 日
7 入札の公告を行った日 平成 21 年 4 月 17 日	4 落札者の氏名及び住所 日通商事株式会社 東京都中央区築地 5 丁目 6 番 10 号
埼玉県告示第十九十六号 WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸賞について、落札者を決定したのび、次のとおり公示する。	5 落札金額 212,914,800 円
平成二十一年七月三十一日 埼玉県知事 上 田 豊 臣	6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
	7 入札の公告を行った日 平成 21 年 4 月 21 日

埼玉県告示第十九十七号

WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸賞について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員情報総合管理システム用サーバ等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 1 月 1 日 (金) から平成 26 年 12 月 31 日 (水) まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示 (平成 20 年埼玉県告示第 1032 号) に基づき、業種区分が「物品の賃貸」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱 (平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号) に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 8 年 6 月 13 日付け出物第 180 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

(5) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号) に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること (詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2245 フラウンズ ミリ048-824-4607
- (2) 入札説明書の交付方法
 ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
 「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。
 イ 紙媒体での入手を希望する場合
 上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。
- (3) 仕様書の交付方法
 上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。
- (4) 入札書受付期間
 ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年 9 月11日（金）午前10時30分まで
 イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
 (ア) 郵送の場合
 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年 9 月10日（木）午後 5 時まで（必着）
 (イ) 持参の場合
 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年 9 月11日（金）午前10時30分まで
 なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 開札の場所及び日時
 埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年 9 月11日（金）午前10時40分
- 4 その他
 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 (2) 入札保証金及び契約保証金
 ア 入札保証金
- 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
 この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年 9 月 7 日（月）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格（2(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
 「埼玉県電子入札共同システム」から確認申請する。
 イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
 3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。
- (4) 入札の無効
 次に掲げる入札書は、無効とする。
 ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 イ 入札者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した入札書
 ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
 要
- (6) 落札者の決定方法
 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
 無
- (8) 競争入札参加資格の付与

2.(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成21年8月20日(木)までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of gro-upware server for police network.

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m., September 11, 2009 By mail; 5:00 p.m., September 10, 2009 In person; 10:30 a.m., September 11, 2009

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head-quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-01110 Ext.2245

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。
平成21年6月分

平成二十一年七月三十一日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考	
			検査項目	指摘事項	保証票の検査	その他検査
魚節煮かす	株式会社簡屋	10.0魚節煮かす	主成分—TN			
乾燥菌体肥料	朝日工業株式会社	乾燥菌体肥料42号	主成分—TN、TP 有害成分—カドミウム			

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十二号

平成二十一年七月三十一日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。
平成21年6月分

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)者	届出業	届出者	届出名	検査の結果										備考
					TN(%)	TP(%)	TK(%)	TCu(mg/kg)	TZn(mg/kg)	TCa(%)	C/N	水分(%)	その他の検査		
たい肥	有限会社土壤改良資材農場研究所	大元	大元	大元	3.02	1.05	0.47	6	25	0.81	14.0	12.93			
	ナルゴ商事有限会社	ナルゴ有機肥料	ナルゴ有機肥料	ナルゴ有機肥料	1.13	1.05	0.90	33	124	7.70	12.1	35.24			
	長谷川文雄	豚糞堆肥	豚糞堆肥	豚糞堆肥	3.07	6.90	2.82	288	1888	6.03	8.5	21.75			
	町田保	牛ふん堆肥	牛ふん堆肥	牛ふん堆肥	1.27	1.89	2.47	12	91	0.99	11.1	61.79			
	朝日工業株式会社	レオグリーン特号	レオグリーン特号	レオグリーン特号	3.05	3.05	1.77	26	193	7.18	9.9	11.24			

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号

平成二十一年七月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和光志木線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	朝霞市浜崎三丁目四〇番地先から同市浜崎三丁目一〇番八地先まで		七・一四〇	一八・一一〇	街路整備工事による
新			一八・〇〇〇	二二・二九〇	

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 高沢清史

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	富士見市大字下南畑字乗越二六二六番一地先から川越市大字木野目字新田三五四番四地先まで		一七・二 一一八・〇	七九六〇・〇	
旧					

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 高沢清史

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
二百五十四号	富士見市大字下南畑字乗越二六二六番一地先から川越市大字木野目字新田三五四番四地先まで	平成二十一年八月一日	平成二十一年七月三十一日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十八号で告示した道路区域の供用の開始である。 延長 七九六〇・〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池博

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能下名栗線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
	飯能市大字上赤工字松ノ西三六四番地先から同市大字上赤工字山根三二〇番二地先まで	区 間	七・二九〇 一〇・九九〇	二二二・〇〇〇	備 考
			九・六九〇 一九・〇五〇		自転車歩行者道整備工事による。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池博

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
	日高市大字高萩字中丸五七〇番一〇地先から同市大字高萩字中丸五七〇番七地先まで	区 間	八・五〇〇 九・六〇〇	六八・〇〇〇	備 考
			九・八四〇 一二・五〇〇		自転車歩行者道整備工事による。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池博

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	日高市大字鹿山字熊野五〇八番二地先から同市大字鹿山字熊野五七二番一地先まで		一〇・六〇 一六・五〇	三〇三・〇〇	自転車歩行者道整備工事による。
旧			八・七五 九・一五		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 山木 幸夫

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	秩父市大滝字三十場方ブチ四〇六九番三地先から同市大滝字三十場エカブチ四〇六六番二地先まで		一八・〇〇 三五・八〇	一六三・〇〇	自歩道整備工事
旧			九・〇〇 二〇・五〇		

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年七月二十一日

二 検査済証番号

平成二十一年七月二十三日

三 熊建セ第七百十六号

北埼玉郡大利根町大字道目字上六三

四 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字道目字上六三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字道目六三四

針ヶ谷 正俊

建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十三条第一項の規定により建

埼玉県三郷市早稲田八丁目二番地十一二 建築協定区域
 埼玉県三郷市早稲田八丁目二番地外
 山崎 喜二郎
 九十五筆

埼玉県病院事業告示第十号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金のうち、患者自己負担分に係る未収金収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。
 平成二十一年七月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目一番一号 弁護士法人 開明法律事務所 代表社員 田中 英一	平成二十一年七月十七日から平成二十二年三月三十一日まで
埼玉県立がんセンター		
埼玉県立小児医療センター		
埼玉県立精神医療センター		

埼玉県選管告示第百六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。
 (平成21年6月1日~6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県教育委員会委員長

松 居 和

一 日時

平成二十一年八月六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

平成二十一年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

憲

届 出 年 月 日

飯田たけし後援会	豊田 利雄	渡辺 和重	越谷市千間台西三―一―一五	平成二十一年 六月 九日
いしい幸子後援会	石井 幸子	石井 栄	北葛飾郡杉戸町高野台南五―三―一八	平成二十一年 六月 二十四日
石井安 後援会	小川 孝二	小川 孝二	さいたま市南区辻三―二―二八	平成二十一年 六月 十七日
井上えいじを育てる会	井上 英治	小川登志雄	春日部市粕壁東三―六―八	平成二十一年 六月 二十三日
井上えいじ後援会	岡安 光男	小川登志雄	春日部市粕壁東三―六―八	平成二十一年 六月 二十三日
いんだ浩利後援会	原 研二	小浦 東世	上尾市柏座二―二―二〇藤栄ビル一階	平成二十一年 六月 十二日
内海浩 唯後援会	津雪 茂雄	津雪 茂雄	さいたま市浦和区高砂四―四―一九タック高砂一F	平成二十一年 六月 十二日
岡田かずみ後援会	岡田 和己	細野 俊文	児玉郡美里町中里四九―一	平成二十一年 六月 二十九日
岡部一 正後援会	岡部 一正	岡部 栄子	八潮市木曾根四八六―二三	平成二十一年 六月 一日
変えようふじみ野の会	仙田 定	中野国士華	ふじみ野市上福岡一―一―二高畑ビル	平成二十一年 六月 十七日
かがみ正人後援会	高橋 憲治	田上 雅啓	入間市豊岡三―八―一五後藤ビルF	平成二十一年 六月 十五日
黒田よしひろ後援会	関根 正嗣	小林 康樹	深谷市西島町一―七―一	平成二十一年 六月 十八日
桜沢まさあき後援会	丹治 誠	酒井 智恵	所沢市緑町四―四―一三サンフラワー一F	平成二十一年 六月 十五日
佐々木正子後援会	松田 延身	林 厚雄	さいたま市大宮区吉敷町四―一九―一コーポ吉敷二〇一号	平成二十一年 六月 十七日
しがらみのない町長をつくる会	石井 栄	石井 栄	北葛飾郡杉戸町高野台南五―三―一八	平成二十一年 六月 二十四日
市政を変えるみんなの会	関谷 滋	本多芙美枝	飯能市原町一四二―五	平成二十一年 六月 三十日
清水てつお後援会	斉藤 直人	水野 園子	熊谷市筑波一―一三六	平成二十一年 六月 十九日
市民目線で市政をチェンジしよう会	指田 朗	真家 貞夫	草加市旭町一―四―四六ヤマサコーポ三〇三	平成二十一年 六月 十二日
鈴木こず恵後援会	船見 泰市	野原 洋子	春日部市粕壁東二―三―二九プロスパラス吉野一F	平成二十一年 六月 十五日
鈴木つよし後援会	丸山 勝正	高橋 豊子	川口市元郷四―七―一八	平成二十一年 六月 十五日
草加の投票率を上げる会	浅井 康雄	清水 秀逸	草加市中根一―二二―一	平成二十一年 六月 十二日
創 健 の 會	柁木 鍾伍	渡辺 弘史	比企郡小川町大塚八―六―二	平成二十一年 六月 二十三日
谷井みほ後援会	植竹 基一	巻島 安雄	北葛飾郡栗橋町間鎌二六五―七	平成二十一年 六月 二十二日
チームはんのう	野口 一枝	野口 修一	飯能市双柳五五九	平成二十一年 六月 十日
野口和彦後援会	野口 一枝	野口 修一	飯能市双柳五五九	平成二十一年 六月 十日
野沢ながてる後援会	坂東 哲郎	伊藤 弘子	川越市新宿町六―三―三六	平成二十一年 六月 十九日
野村徹 後援会	宮本 六郎	内田 勲	三郷市戸ヶ崎二―二二八	平成二十一年 六月 二十六日
福田誠 一後援会	関根喜代寿	渡辺 敏子	草加市瀬崎町三三二	平成二十一年 六月 十二日
ふじみ野市政研究会	高畑 博	岸澤 七郎	ふじみ野市上福岡一―一―二高畑ビル	平成二十一年 六月 十七日
誇れる草加をつくる会	内藤 一夫	玄内三喜男	草加市氷川町二―三九―一六	平成二十一年 六月 十五日
町田たかし後援会	清井 清治	西浦 勝子	坂戸市千代田三―一〇―一第二原マンション一〇二号室・一〇三号室	平成二十一年 六月 十六日
松田たかおの会	佐藤 達男	松田 隆夫	比企郡鳩山町松ヶ丘二―五―八	平成二十一年 六月 二十二日

松葉 幸雄 後援会 北川 秀樹 樺澤 邦夫 比企郡小川町小川九六四―四
 水野たけみつ後援会 高橋 弘子 永井 健司 朝霞市根岸台七―二三―一八(永井方)
 (ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
 政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地
 幸福実現党埼玉県本部 内海 浩唯 内海 浩唯 さいたま市浦和区高砂四―四―一九タック高砂一F 衆議院議院
 公職の種類 届出年月日
 平成二十一年 六月 十六日
 平成二十一年 六月 十二日
 平成二十一年 六月 十二日

埼玉県選挙告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
 次の政治団体から異動の届出があった。
 (平成21年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十一年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
新党日本埼玉県総支部	名称	新党日本埼玉県総支部	新党日本埼玉県第一支部	平成二十一年 六月 十六日
	代表者	田中 康夫	平山 誠	平成二十一年 六月 五日
自由民主党埼玉県たばこ販売支部	代表者	根岸 敏夫	川口 一三	平成二十一年 六月 八日
自由民主党埼玉県南第三区第一支部	主たる事務所の所在地	さいたま市大宮区櫛引町一―八二三	さいたま市西區高栄三〇―一ノモン深井〇三号	平成二十一年 六月 十五日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
「変えよう鳩ヶ谷」市民の会	代表者	笠原 誠司	沼口 弘司	平成二十一年 六月 一日
埼玉県商工政治連盟戸田支部	主たる事務所の所在地	鳩ヶ谷市坂下町一―八―一六―四〇一	鳩ヶ谷市坂下町一―八―一六	同
	代表者	熊沢 嘉孝	菅沼 亮	平成二十一年 六月 十九日
	会計責任者	金子 秀一	市川 悦夫	同
	主たる事務所の所在地	戸田市上戸田一―二二―二三	戸田市喜沢一―二五―一	同
	代表者	吉野 喜平	荒井 忠男	平成二十一年 六月 二十四日
埼玉県税理士政治連盟	主たる事務所の所在地	さいたま市緑区東浦和六―二五―三	さいたま市緑区東浦和七―三一―七	平成二十一年 六月 二日
さいたま市から政権交代を実現する会	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十一年 六月 三十日
彩北悦友会	公職の候補者の氏名	新井 悦二		同
	公職の種類	衆議院議員		同
清水たかし後援会	代表者	忍田 隆幸	福田 令由	平成二十一年 六月 二十二日
全国たばこ販売政治連盟埼玉地区本部	代表者	根岸 敏夫	川口 一三	平成二十一年 六月 八日

高木まり「さいたま」変革プロジェクト 主たる事務所の所在地

秩父郡市農協政治連盟 会計責任者

東京電力労働組合政治連盟埼玉県支部 会計責任者

中島なおきを応援する会 代表者

野沢ながてる後援会 主たる事務所の所在地

松葉幸雄後援会 代表者

安田真也後援会 名称

会計責任者

さいたま市北区宮原町二一六一九さいたま市北区宮原町三六〇二一〇二 平成二十一年六月十日

小笹昭二 宮沢勝男 平成二十一年六月十五日

斎藤昭博 大谷誠一 平成二十一年六月二十六日

中島直樹 中島敏史 平成二十一年六月十九日

川越市脇田本町一四一一まきビル三F 川越市新宿町六一三一一三六 平成二十一年六月三十日

北川秀樹 松葉幸雄 平成二十一年六月十六日

北川秀樹 松葉清治 同 同

安田真也後援会 やすだ真也後援会 平成二十一年六月四日

安田真也 安田弥佳 同 右

埼玉県選管告示第百八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成21年6月1日)と6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。 平成二十一年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治団体の名称

井上十三男後援会

おおば良彦後援会

こいずみひろやすを支える市民の会

後藤あきら後援会

幸わせに暮らせる街づくり推進の会

別記二(平成21年6月1日)と6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

政治団体の名称

石井幸子後援会

岡田かずみ後援会

創田健の会

松田たかおの会

松葉幸雄後援会

解散年月日

平成二十一年六月十九日

平成二十一年六月三十日

平成二十一年五月十五日

平成二十一年六月三日

平成二十一年六月十九日

解散年月日

平成二十一年六月二十日

平成二十一年六月二十九日

平成二十一年六月十日

平成二十一年六月二十二日

平成二十一年六月十六日

届出年月日

平成二十一年六月二十三日

平成二十一年六月三十日

平成二十一年六月一日

平成二十一年六月三日

平成二十一年六月三十日

届出年月日

平成二十一年六月二十四日

平成二十一年六月二十九日

平成二十一年六月二十三日

平成二十一年六月二十二日

平成二十一年六月十六日

松 葉 幸 雄 後 援 会
吉 田 か つ お を 支 援 す る 会
別記三

政治団体の名称 井上十三男後援会
報告年月日 平成21年6月23日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入 総 額 24,106円
- ア 前年繰越額 24,106円
- イ 本年収入額 0円
- (2) 支出 総 額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入 総 額 24,106円
- ア 前年繰越額 24,106円
- イ 本年収入額 0円
- (2) 支出 総 額 0円

政治団体の名称 おおば良彦後援会
報告年月日 平成21年2月27日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入 総 額 0円
- ア 前年繰越額 0円
- イ 本年収入額 0円
- (2) 支出 総 額 0円

報告年月日 平成21年6月30日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入 総 額 76,245円
- ア 前年繰越額 0円
- イ 本年収入額 76,245円

平成二十一年六月十六日 平成二十一年六月十六日
平成二十一年四月三十日 平成二十一年六月八日

(2) 支出 総 額 76,245円

2 収入・支出の内訳

- (1) 収入の内訳
- ア 寄 附
- イ 寄 附
- ウ 個人からの寄附
- エ 個人からの寄附
- 合計 76,245円

〔寄附の内訳〕 76,245円

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

(2) 支出の内訳 大場良彦 76,245円 八潮市

ア 政治活動費 76,245円

イ 組織活動費 76,245円

合計 76,245円

政治団体の名称 こいずみひろやすを支える市民の会
報告年月日 平成21年1月22日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入 総 額 0円
- ア 前年繰越額 0円
- イ 本年収入額 0円
- (2) 支出 総 額 0円

報告年月日 平成21年6月1日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入 総 額 0円
- ア 前年繰越額 0円
- イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額	0円	イ 本年収入額	0円
政治団体の名称	後藤あきら後援会	(2) 支出総額	0円
資金管理団体の届出をした者の氏名	後藤 晃	政治団体の名称	幸せに暮らせる街づくり推進の会
資金管理団体の届出に係る公職の種類	栗橋町議会議員	報告年月日	平成21年6月30日
報告年月日	平成21年3月4日	(平成20年分)	
(平成20年分)		1 収入・支出の総額	1,500,000円
1 収入・支出の総額	32,682円	(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	1,500,000円
イ 前年収入額	32,682円	イ 本年収入額	41,950円
(2) 支出総額	32,682円	(2) 支出総額	
2 収入・支出の内訳		2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳		(1) 収入の内訳	
ア 寄附		ア 寄附	
イ 個人からの寄附		イ 個人からの寄附	
ア 個人からの寄附	32,682円	ア 個人からの寄附	1,500,000円
(寄附の内訳)		(寄附の内訳)	
合計	32,682円	合計	1,500,000円
ア 個人からの寄附		イ 個人からの寄附	
(寄附者の氏名)	(金額)	(寄附者の氏名)	(金額)
その他の寄附	32,682円	黒澤俊明	1,500,000円
(2) 支出の内訳		(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費		ア 経常経費	
イ 機関紙誌の発行その他の事業費	32,682円	イ 経常経費	41,950円
ア 政治活動費	32,682円	イ 経常経費	41,950円
イ 機関紙誌の発行その他の事業費	32,682円	合計	41,950円
合計	32,682円	合計	
報告年月日	平成21年6月3日	1 収入・支出の総額	1,468,050円
(平成21年分)		(1) 収入総額	1,458,050円
1 収入・支出の総額	0円	ア 前年繰越額	10,000円
(1) 収入総額	0円	イ 本年収入額	570,250円
ア 前年繰越額	0円	(2) 支出総額	
		2 収入・支出の内訳	

(1) 収入の内訳					
ア	寄附				
イ	政治団体からの寄附				
合計		10,000円	10,000円		
〔寄附の内訳〕					
ア	政治団体からの寄附				
	(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)		
	その他の寄附	10,000円			
(2)	支出の内訳				
ア	経常経費				
イ	政治活動費				
ロ	備品・消耗品費	46,000円			
ハ	事務所費	229,400円			
ニ	機関紙誌の発行その他の事業費	294,850円			
ホ	宣伝事業費	294,850円			
合計		570,250円			
政治団体の名称		石井幸子後援会			
報告年月日		平成21年6月24日			
(平成18年分)					
1 収入・支出の総額					
(1)	収入総額	0円	0円		
ア	前年繰越額	0円	0円		
イ	本年収入額	0円	0円		
(2)	支出総額	0円	0円		
	(平成19年分)				
1 収入・支出の総額					
(1)	収入総額	0円	0円		
ア	前年繰越額	0円	0円		
イ	本年収入額	0円	0円		
(2)	支出総額	0円	0円		
	(平成21年分)				
1 収入・支出の総額					
(1)	収入総額	0円	0円		
ア	前年繰越額	0円	0円		
イ	本年収入額	0円	0円		
(2)	支出総額	0円	0円		
政治団体の名称		岡田かずみ後援会			
報告年月日		平成21年6月29日			
(平成19年分)					
1 収入・支出の総額					
(1)	収入総額	0円	0円		
ア	前年繰越額	0円	0円		
イ	本年収入額	0円	0円		
(2)	支出総額	0円	0円		
政治団体の名称		岡田かずみ後援会			
報告年月日		平成21年6月29日			
(平成19年分)					
1 収入・支出の総額					
(1)	収入総額	0円	0円		
ア	前年繰越額	0円	0円		
イ	本年収入額	0円	0円		
(2)	支出総額	0円	0円		
政治団体の名称		岡田かずみ後援会			
報告年月日		平成21年6月29日			
(平成19年分)					
1 収入・支出の総額					
(1)	収入総額	0円	0円		
ア	前年繰越額	0円	0円		
イ	本年収入額	0円	0円		
(2)	支出総額	0円	0円		
政治団体の名称		岡田かずみ後援会			
報告年月日		平成21年6月29日			
(平成19年分)					
1 収入・支出の総額					
(1)	収入総額	0円	0円		
ア	前年繰越額	0円	0円		
イ	本年収入額	0円	0円		
(2)	支出総額	0円	0円		

(2) 支出総額
政治団体の名称 **創健の會**
報告年月日 平成21年6月23日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

政治団体の名称 **松田たかおの会**

報告年月日 平成21年6月22日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成20年分)

0円

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

政治団体の名称 **松葉幸雄後援会**

報告年月日 平成21年6月16日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

0円

政治団体の名称 **松葉幸雄後援会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 平成21年6月16日
 松葉幸雄
 小川町議会議員

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成12年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成13年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成14年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成15年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円

ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成16年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成17年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成18年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円

(2) 支出総額	0円	ㄥ 本年収入額	0円
(平成21年分)		(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円	(平成20年分)	
ㄗ 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	0円
ㄥ 本年収入額	0円	ㄗ 前年繰越額	0円
(2) 支出総額	0円	ㄥ 本年収入額	0円
		(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 吉岡かつおを支援する会
報告年月日 平成21年6月8日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
ㄗ 前年繰越額	0円	ㄗ 前年繰越額	0円
ㄥ 本年収入額	0円	ㄥ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円

埼玉県選管告示第百九号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。
(平成21年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
井上英治	春日部市議会議員	井上えいじを育てる会	春日部市粕壁東三一六一八	平成二十一年六月二十三日
岡部一正	八潮市議会議員	岡部一正後援会	八潮市木曾根四八六一二三	平成二十一年六月一日
高畑博	ふじみ野市長	ふじみ野市政研究会	ふじみ野市上福岡一―一―高畑ビル	平成二十一年六月十七日

埼玉県選管告示第百十号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十一年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成21年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
高木 まり	さいたま市議会議員	高木まり「さいたま」	主たる事務所の所在地	さいたま市北区	さいたま市北区宮原町	平成二十一年六月十日
		変革プロジェクト		宮原町二一六一一九	三六〇二一一〇二	

埼玉県選管告示第百一十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成21年6月1日～6月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
後藤 晃	栗橋町議会議員	後藤あきら後援会	平成二十一年六月三日	平成二十一年六月三日
松葉 幸雄	小川町議会議員	松葉幸雄後援会	平成二十一年六月十六日	平成二十一年六月十六日

平成二十一年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二一一(代表)
	埼玉選挙管理委員会 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三一一一〇 〇四八―八六一―二九〇(代表)